

第5章 貯蔵施設、特定供給設備

1. 貯蔵施設等の設置の許可（法第36条第1項）

提出書類

- ① 貯蔵施設等設置許可申請書 ----- 様式 52
- ② 消防長の意見書
- ③ 貯蔵施設等の配置図
- ④ 貯蔵施設等の構造図
- ⑤ 貯蔵施設等の付近の状況を示す図面
- ⑥ 貯蔵施設等の技術上の基準に関する説明書
 - a. 貯蔵施設 ----- 様式 53
 - b. 特定供給設備（バルク供給を除く。） ----- 様式 54
 - c. 特定供給設備（バルク供給） ----- 様式 55
- ⑦ 手数料

留意事項

貯蔵施設等の技術上の基準に関する説明書は、技術上の基準の適合状況を明瞭に説明しているものであれば、様式53～55でなくても構いません。

2. 変更の許可（法第37条の2第1項）

提出書類

- ① 貯蔵施設等変更許可申請書 ----- 様式 56
- ② 消防長の意見書
- ③ 貯蔵施設等の配置図
- ④ 貯蔵施設等の構造図
- ⑤ 貯蔵施設等の付近の状況を示す図面
- ⑥ 変更事項を説明した書類
- ⑦ 手数料

留意事項

軽微な変更該当する事項以外の変更については、変更許可の対象となります。

3. 変更の届出（法第37条の2第2項）

提出書類

- ① 貯蔵施設等変更届書 ----- 様式 57
- ② 変更事項を説明した書類

留意事項

対象となる軽微な変更は、次の各号に掲げるものです。

- a. 貯蔵施設の撤去
- b. 貯蔵施設又は特定供給設備の消火設備の変更
- c. 貯蔵施設又は特定供給設備に係る換気孔の増設
- d. 特定供給設備の廃止

4. 完成検査（法第37条の3第1項）

提出書類

- ① 貯蔵施設等完成検査申請書 ----- 様式 58
- ② 手数料

留意事項

事業者が高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関による完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められ、振興局又は市町村に貯蔵施設等完成検査受検届書（様式59）を提出した場合は、振興局又は市町村による完成検査を受ける必要はありません。